



法テラス江差通信

●お問い合わせ

法テラス江差法律事務所 (第86号)
Tel 050・3383・5563

「総量規制」という言葉を ご存知ですか？

何らかの原因でお金が必要になったけど、お金が足りない場合、誰かからお金を借りようと思います。例えば、家を買う場合には何百万、何千万というお金が必要になるので、銀行などからお金を借りようとするかと思えます。いわゆる住宅ローンです。

一方で、生活費が足りない場合やちよつとした出費の際にお金が必要になる場合もあります。この場合、消費者金融などを利用してお金を借りる人も多かったと思います。

かつて消費者金融を利用する際、お金を借りる人の返済能力を超えた金額を貸し付けてしまうことが頻繁に行われ、これが社会問題にもなりました。いわゆる「過剰融資」です。

そこで、2010年に貸金業法が改正され、お金を借りる人の年収の3分の1以上の借入れができないように規制が設けられました。これが「総量規制」です。

しかし、この総量規制も全ての貸付業務に適用されるわけではありません。消費者金融等からの借入れは総量規制の対象ですが、住宅ローンや銀行のカードローンの場合などは総量規制の対象外となっております。

最近はこの銀行カードローンの貸付残高が増加しているという報道をよく目にします。これをもって銀行カードローンも総量規制の対象とすべきであるという論調や多重債務者が増えている証だ、という意見もあります。一方で、過剰融資の懸念に対応し、審査の厳格化を検討している銀行もあります。

世論や銀行の対応も重要ですが、借りる側の対応も重要だと思います。

もし皆さんの身近なことで何かお困りごとがございましたら、お気軽にご相談にいらつしやつていただければと思います。無料でご相談にのります。無料です。

まずはお電話をいただきます。事前にご連絡いただければ、土日のご相談にも対応いたします。

ご相談ご予約は
050・3383・5563 まで
お電話ください。

(法テラス江差 弁護士 米山清貴)



平成29年度の介護保険料の納入通知書をお送りします

65歳以上の方に納めていただく平成29年度の納入通知書を7月上旬にお送りします。お手元に届きましたら、内容をご確認ください。

1. 介護保険の仕組み

介護保険は、加入者（被保険者）が納めていただく保険料と、国・道・町からの公費（税金）を財源に、介護や介護予防が必要な被保険者に必要なサービスを提供して、被保険者自身とその家族を支えることを目的としています。

サービスに掛かる費用は、利用者に1割を負担していただき、残りを保険料と公費（税金）で半分ずつ負担する仕組みになっています。



2. 第1号と第2号の被保険者

介護保険の加入者は、65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者に分かれています。65歳の誕生日を迎え第1号被保険者になると、介護保険料の納め方が変わり、医療保険とは別に一人一人が直接町に納めていただくようになります。第1号被保険者としての介護保険料の納入は、65歳になった月（誕生日の前日の属する月）分から始まります。

第2号被保険者の場合、加入している医療保険の保険料に合わせて、介護保険料を納めていただきます。

3. 介護保険料の決め方

第1号被保険者の平成29年度分の介護保険料は、世帯の課税状況と本人の所得などに応じて決められています。なお、各段階の保険料額は3年ごとに見直しが行われますが、今年については変更ありません。保険料額などの詳しい内容については、対象者に発送されております通知をご覧ください。

お問い合わせ 保健福祉課介護・自立支援グループ ☎55・4460